

答申第 865 号

諮問第 1534 号

件名：河川課で保有する文書で特定の職員に係る文書全ての不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 11 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 29 年 1 月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、河川課は一方的に補正の為の資料の提示を無く、請求人に補正を行わせ様としなかったからというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、本件開示請求は、行政文書の特定が不十分であるため、不開示としたというものである。

(1) 開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項について

条例第 6 条第 1 項第 2 号では、開示請求書の必要的記載事項として「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を定めており、その内容については、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載が必要であるとされている。

また、同条第 2 項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したのものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、その際には、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないこととされている。

そして、愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号）第 7 条で、

「申請書の記載事項に不備がないこと…その他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者…に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」とされている。

よって、開示請求に係る行政文書を特定するための十分な記載がないなど、開示請求書に形式上の不備がある場合は、実施機関が相当の期間を定めて補正を求めることができるが、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は拒否することとなる。

(2) 本件請求対象文書について

本件開示請求書に記載されている「A」とは、平成 27 年度に建設部河川課（以下「河川課」という。）に在籍していた職員と解した。

「関係する文書全て」という開示請求書の記載からは、関係の程度には種々のものが想定され、どこまでの文書を含むか明らかでないため、請求対象文書の特定が不十分である。

(3) 補正依頼及び決定について

河川課で保有する文書のうち、特定の職員に関係する文書全てという請求内容では、開示請求の対象となる文書を特定するために必要な事項として不十分であり、形式上の不備が認められるため、平成 28 年 12 月 9 日付けで同月 22 日を期限とし、補正を求める通知をした。その際、補正の参考となる情報として、河川課のグループごとの事務分掌を記載したものを添付した。しかし、当該期限を過ぎても回答はなかったため、再度、同月 28 日付けで平成 29 年 1 月 13 日を期限として補正を求める通知をしたが、やはり回答はなかった。

したがって、本件開示請求に対しては、条例第 6 条第 1 項第 2 号に定める事項の記載が不十分であり、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないため、愛知県行政手続条例第 7 条を適用し、不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するもので

ある。

(2) 条例第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項について

行政文書の開示請求は、開示請求者の権利行使として、開示決定という行政処分を求める手続であり、条例は、第 6 条第 1 項本文において、開示請求は、同項各号に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出してしなければならないと規定している。そして、同項第 2 号においては、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載事項として定めている。「行政文書を特定するに足りる事項」とは、その記載内容から、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をいうものである。

また、同条第 2 項において、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定するとともに、同項後段で、この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提出したものに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定している。

(3) 本件開示請求について

本件開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄に、「河川課で保有する文書で A に関係する文書全て」と記載されている。

実施機関によれば、本件開示請求書に記載されている内容では開示請求の対象となる文書を特定するために必要な事項として不十分であり、形式上の不備が認められたことから、審査請求人に二度にわたって補正を求めたにもかかわらず、補正されなかったため不開示としたとのことである。

審査請求人は、補正のための資料の提示がなく、補正を行わせようとしなかったとして不開示決定の取消しを求めているので、以下、本件開示請求の補正の手続も含め、本件請求対象文書の特定の可否について検討する。

(4) 本件請求対象文書の特定の可否について

ア 本件開示請求における文書の特定について

本件開示請求は、開示請求のあった平成 28 年 11 月 25 日時点において河川課で保有する文書のうち、特定の職員に関する文書の全てを求めているものと解される。

前年度に課に在籍した一人の職員に関する文書の全てという請求内容では、関係の程度には種々のものが想定され、どこまでの文書を含むか明らかでないため、請求対象文書の特定が不十分であるとした実施機関の主張は相当なものと認められる。

イ 実施機関の補正の手続について

当審査会において、実施機関が審査請求人に補正を求めた文書を見分

したところ、「行政文書を特定するに足りる事項」にはその記載内容から開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をする必要があり、本件開示請求書の内容からでは行政文書を特定することが困難であると記載されていること及び補正の回答期限として一定の期間を定めて二度にわたり条例第 6 条第 2 項の規定に基づき補正を求めていること並びに 1 回目の補正を求めた文書には補正の参考となる情報として河川課のグループごとの事務分掌が記載されている書面が添付されていることが認められた。

条例第 6 条第 2 項後段の規定上、補正の参考となる情報として提供すべきものについての具体的な定めはないこと及び当該規定が努力義務を定めたものであることも踏まえれば、前記のとおり行われた実施機関による補正の手続は、当該規定の趣旨に照らしても、特段不適切とは認められない。

ウ 結論

以上のことから、実施機関が、本件開示請求書における行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当であると認められる。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課で保有する文書で A に関係する文書全て

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.10.30	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
30. 2.14 (第543回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 3. 7 (第545回審査会)	審議
30. 3.23	答申